

益子町定員管理計画

令和3年3月

栃木県益子町

(目次)

1 策定にあたって

(1)策定の背景

(2)本町における定員管理計画

2 これまでの取組状況

3 今後の定員管理の方針

(1)取組方針等

(2)定員管理の目標

(3)進捗管理の方法

1 策定にあたって

(1)策定の背景

本町においては平成 17 年度に「益子町集中改革プラン」を策定し、事務事業の再編や組織機構改革などの行政改革を進め、定員管理として数値目標を設けました。

この取り組みは、平成 21 年度から平成 27 年度にかけて取り組んだ第 4 次行政改革大綱においても引き続き取り組み、平成 28 年度から令和 2 年度に取り組んだ第 5 次行政改革大綱においては、第 5 次総合振興計画の目標の一つであった、職員数 154 名を基本として適正な定員管理を行ってまいりました。

一方、更なる少子高齢化や災害対応、働き方改革など、直近 5 年間でも新たな行政需要が生じており、定員管理においても考慮すべき要素が生じております。

このような状況下においても、行政の更なる効率化にも取り組みながら、さまざまな行政需要に対応するため、また町民サービスの低下を招かないように、業務量に応じた適正な人員の確保に取り組み続けることが必要となります。

(2)本町における定員管理計画

これまで本町においては、行政改革大綱における「定員管理及び給与等の適正化」の取り組みを定員管理計画と位置づけてまいりましたが、行政改革大綱が令和 3 年度からの町の総合計画である第 3 期まじこ未来計画の政策や財政計画に統合されたため、定数管理の具体的な内容や取組方針、数値目標が記載されないため、これまでの取り組みとともに、これからの取り組みをより具体的に記載することで、定数管理の適正化に資することを目的に総合計画の個別計画として、「益子町定員管理計画」を策定するものです。

(参考)

地方公共団体の定数管理

地方公共団体の職員の定数は、条例で定めることとされています。

○地方自治法(抜粋)

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例※でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 略

※益子町は「益子町職員定数条例」で定めている。

○地方公務員(一般職員)の種類

正職員

任期付職員

再任用職員(フルタイム勤務)



・職員定数条例で上限を設定

・定員管理計画により現員数を管理
(本計画における職員数)

再任用職員(短時間勤務)

非常勤職員(会計年度任用職員など)

臨時的任用職員



・定員管理計画の対象外

2 これまでの取組状況

平成 28 年度から取り組んできた「第 5 次行政改革大綱」による定員管理は、令和 2 年度における職員数 154 人とすることを基本として定員管理を行ってまいりました。

新たな行政需要や年度の限られたイベントなどがあったものの、令和 2 年度職員数 154 人は、達成することができました。

一方、次期計画においては働き方改革や育休取得促進、退職者の対応など新たな課題に対応する必要が考えられます。

年度別職員数(以降、一部の教育職を除く)

単位：人

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
定員	151	152	155	152	154

※各年度とも 4 月 1 日現在の職員数

退職者実績

単位：人

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
退職者	7	4	11	5	10

※各年度における退職者数(教育委員会の割愛職員除く)

職員採用実績

単位：人

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
採用者	8	7	8	7	9

※各年度における採用者数(教育委員会の割愛職員を除く)

平成 28 年度以降の新たな行政需要(増減)、新設機構等の経過(主なもの)

※ () 内は要因による増減影響

平成 28 年度

- 「道の駅ましこ」オープン(増)
- 企画課に地方創生担当創設(増)
- 建設課都市計画係長と下水道係長兼任(減)
- 学校教育課四町教育研究会担当創設(増)

平成 29 年度

- 企画課移住定住担当創設(増)
- 農政課農政係を分割、道の駅担当(減)
- 観光商工課タウンプロモーション係(増)

平成 30 年度

- 子ども子育て拠点施設「ましこっこハウス」オープン
- 住民課後期高齢者広域医療連合派遣(増)
- 観光商工課土祭担当創設(増)
- 建設課都市計画係と下水道係の兼任解除(増)

令和元年度

- 「ましこ悠和館」オープン
- 企画課任期付職員採用(ふるさと納税)(減)
- 健康福祉課要保護児童担当創設(増)
- 観光商工課土祭担当廃止(減)

令和 2 年度

- 「かさましこ～兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”～」日本遺産認定
- 図書館基本計画策定
- 税務課町民税係(減)
- 環境課生活環境係(減)
- 観光商工課タウンプロモーション係(増)
- 建設課区画整理担当創設(増)
- 生涯学習課国体推進係創設(増)
- 観光商工課企業誘致担当採用(増)
- 観光商工課 DMO 担当採用(増)

3 今後の定員管理の方針

(1)取組方針等

今後の本町の定員管理を進めるにあたり、町の総合計画である第3期ましか未来計画(令和3年度～令和7年度)の政策を着実に実施するため、必要な人員を確保することともに、随時発生する制度改正や働き方改革、社会情勢の変化に対応する定員を設定する必要があります。

一方、限られた財源を有効に活用するため、引き続き効率的な行政運営を実現するため、民間活力やICTやDX等のデジタル技術の活用についても検討していく必要があります。

これらの点を踏まえ、第3期ましか未来計画の策定に合わせて、次のとおり今後の定員管理についての方針を定めます。

○取組方針

将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に対しても的確に対応していくため、業務量に応じた必要な人員を確保するとともに、業務効率化や既存体制の見直し等により定員の抑制を図ります。

○取組期間

令和3年4月1日から令和7年4月1日

(2)定員管理の目標

行政サービスの確実な提供のため必要な人員を確保するとともに、さまざまな業務見直し等を進めることにより、令和7年当初における職員数を令和2年度当初と同水準(154人)に任期付職員制度等の活用により専門的人材3人程度を加えた157人を目標とします。ただし、人員配置に財源措置があるなど、人件費負担を生じない増員数は除くこととします。

(3)進捗管理の方法

計画の進捗管理については、第3期ましか未来計画における基礎目標5「健全で次世代型の経営体をつくる」>政策2「行政経営の効率化」>施策1「事務事業及び事務分掌を見直す」の具体的行動として進行を管理し、第3期ましか未来計画の外部評価委員会に報告し、第3期ましか未来計画の取り組みの一部として公表いたします。